

平成 16年3月18日

## 物流連 ニュースリリース

# 独占禁止法の特殊指定を分かりやすく説明したパンフレット

～ 荷主と物流事業者 真のパートナーシップを築くために ～

## を作成いたしました

当連合会は、平成16年4月1日より施行される独占禁止法の特殊指定を分かりやすく説明したパンフレット「荷主と物流事業者 真のパートナーシップを築くために」を作成いたしました。

これは、『「下請代金支払遅延等防止法」の改正法』（以下「改正下請法」という。）の施行にあわせて、公正取引委員会が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）第二条第九項の規定に基づく「不公正な取引方法」として運送・保管の委託業務を新たに対象とした（特殊指定）のを受け、物流事業者を始め、荷主事業者など多くの方々にその内容を理解していただくために作成したものです。

パンフレットは、A4版8ページの冊子で、独占禁止法の特殊指定についての解説や禁止行為の例示、告示文、相談窓口などを記載しています。

このパンフレットは、先日、当連合会が実施しました「改正下請法および独占禁止法の特殊指定に関する説明会」において、特殊指定の説明資料としても使用し、会員事業者を始め関係団体を通じて広く物流事業者に配布するとともに、荷主側の団体を通じて荷主事業者にも配布しています。

パンフレットをご希望の方は、物流連 事務局 担当 大橋(TEL03 - 3593 - 0139)までお問い合わせください。

なお、当連合会ホームページ(<http://www.transport.or.jp/jffi/>)に、PDF形式でパンフレットの全文を掲示しておりますので、こちらでも参照できます。

以 上